

## 業務災害共済約款

- 第1章 用語の意義
- 第2章 共済契約のコース、共済金額
- 第3章 共済金の支払い
- 第4章 共済期間及び共済掛金の払込み
- 第5章 共済契約者等の義務
- 第6章 共済契約関係者
- 第7章 共済契約の無効、取消、解除、解約又は失効
- 第8章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い
- 第9章 共済金請求の手續及び支払い
- 第10章 その他

# 業 務 災 害 共 済 約 款

(2018年6月1日改正)

## 第1章 用語の意義

### (用語の意義)

第1条 この約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 共済契約者	本組合と共済契約を締結し、共済掛金を支払う者をいいます。
(2) 被共済者	その者の死亡又は負傷に基づき共済金を支払うこととなる者をいいます。
(3) 共済金受取人	約款第6条で、共済金を受取ることができることとされた者をいいます。
(4) 共済年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいいます。(注)
(5) 労災保険	労働災害補償保険法による労働者災害補償保険をいいます。
(6) 負傷	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害及び頸部症候群（むちうち症）、腰痛、捻挫、打撲等をいいます。
(7) 業務災害	共済契約者の業務に関し生じた別表1の1に該当する業務上の事由による負傷をいいます。
(8) 通勤災害	共済契約者の業務に関し生じた別表1の2に該当する通勤による負傷をいいます。
(9) 障害状態	別表2に定める障害状態をいいます。
(10) 入院	生命共済約款第1条第11号の「入院」と同じです。
(11) 病院又は診療所	生命共済約款第1条第12号の「病院又は診療所」と同じです。
(12) 通院	病院又は診療所に通い、治療を受けることをいいます。
(13) 入院日数	1つの業務災害又は通勤災害について入院と通院がある場合の入院日数及び通院日数を合計した日数をいいます。
(14) 入院日数	1つの業務災害又は通勤災害について入院のみの場合の入院日数をいいます。
(15) 通院日数	1つの業務災害又は通勤災害について通院のみの場合の通院日数をいいます。

(注) 一般財団法人 日本米穀商連合会又は東京都米穀小売商業組合が取扱窓口である場合は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間とします。

## 第2章 共済契約のコース、共済金額

### (共済契約のコース)

第2条 共済契約は、次の各号のコースによります。

- (1) 組合員その他本組合が認める者が共済契約者となって、自らの役職員を被共済者とする共済契約（以下「団体コース」といいます。）
- (2) 組合員の取引先等本組合が認める者が共済契約者となっ

て、自らの役職員を被共済者とする共済契約（以下「任意コース」といいます。）

- (3) 組合員が共済契約者となって、自らを構成する組合員等の役職員・社員・店主を被共済者とする共済契約（以下「大口コース」といいます。）

### (被共済者の年齢)

第2条の2 被共済者は、申込みに係る共済契約の共済期間の満了日において満年齢75歳に達しない者とします。

### (共済契約の単位及び限度)

- 第3条 この共済契約の被共済者ごとの1口当たりの金額は800万円とします。その口数は、労災保険に加入している場合は2口を、労災保険に加入していない場合は1口を限度とします。
- 2 この共済契約の被共済者ごとの口数は、団体コース、任意コース及び大口コースを通じ、労災保険に加入している者は2口を、労災保険に加入していない者は1口を限度とします。

## 第3章 共済金の支払い

### (共済金を支払う場合)

第4条 この共済契約により、本組合が支払う共済金については次のとおりとします。

共済金の種類	支払事由	支払額
死亡共済金	被共済者が共済期間中に発生した業務災害又は通勤災害により死亡したこと（注1）	800万円に契約口数を乗じた額（注3）
後遺障害共済金	被共済者が共済期間中に発生した業務災害又は通勤災害により障害状態になったこと（注2）	別表2の障害等級表に定める等級に応じ、同表に定める金額に契約口数を乗じた額
入院共済金	被共済者が共済期間中に発生した業務災害又は通勤災害により入院日数又は入院日数が4日以上となったこと	ア. 入院日数又は入院日数が10日までの場合 日数に係らず契約口数に10,000円を契約口数に乗じた額 イ. 入院日数又は入院日数が10日を超えた場合 10日を超えた入院日数又は入院日数（注4、5）に契約口数及び1,000円を乗じた額
通院共済金	被共済者が共済期間中に発生した業務災害又は通勤災害により通院日数が4日以上となったこと	ア. 通院日数が10日までの場合 日数に係らず契約口数に10,000円を乗じた額 イ. 通院日数が10日を超えた場合 10日を超えた分の通院日数（注6）に契約口数及び900円を乗じた額

(注1) 労災非加入者である被共済者(本組合の組合員の役員である場合を除きます。)が、通勤災害により死亡した場合は支払いません。

(注2) 労災非加入者である被共済者(本組合の組合員の役員である場合を除きます。)が、通勤災害により障害状態になった場合は支払いません。

(注3) 死亡共済金を支払う場合に、死亡共済金の支払事由となった業務災害又は通勤災害と同一の業務災害又は通勤災害による後遺障害共済金をすでに支払っているときは、その支払額を控除した額とします。

(注4) 10日を超えた分の入院日数又は入通院日数は110日を限度とします。

(注5) 頸部症候群(むちうち症)、腰痛、捻挫、打撲等で他覚的所見のないものについては、1回にかぎり、かつ10日を超えた分の入院日数又は入通院日数は5日を限度とします。

(注6) 10日を超えた分の通院日数は110日を限度とします。

2 入院共済金又は通院共済金についての契約口数は、業務災害又は通勤災害が発生した日における契約口数とします。

3 被共済者が、業務災害又は通勤災害の発生後に業務災害及び通勤災害以外の要因により死亡したときであっても、当該業務災害又は通勤災害に係る共済金を支払います。

### (共済金受取人)

第5条 この共済契約により支払う共済金の共済金受取人は、共済契約者となります。

### (被共済者への支払義務)

第6条 共済金受取人は、前条により受領した共済金の全額を被共済者又はその遺族に支払わなければなりません。

2 前項の規定に違反した場合は、共済金受取人はすでに受領した共済金のうち、被共済者又はその遺族に支払われなかった部分を本組合に返還しなければなりません。

### (共済金を支払わない場合)

第7条 次のいずれかにより支払事由に該当したときは、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者若しくはその事業場責任者又は被共済者の故意又は重大な過失
- (2) 被共済者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故
- (3) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで運転中、又は酒気帯び運転若しくはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (4) 被共済者の薬物依存を原因とする事故
- (5) 被共済者の犯罪行為を原因とする事故
- (6) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (7) 戦争、内乱、その他これらに類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
- (8) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他有害な特性による事故

### (責任の及ぶ範囲)

第8条 本組合は、日本国内において生じた支払事由についての共済金を支払います。

### (被共済者への支払を証する書類)

第9条 本組合が第4条第1項に定める死亡共済金又は後遺障害共済金を共済契約者に支払った場合は、共済契約者は、被共済者又はその遺族の共済金受領書を速やかに本組合に提出しなければなりません。

### (共済期間)

第10条 共済期間は、共済年度と同じ1年間とします。

但し、共済年度途中で共済契約を締結する場合の共済期間は、本組合が共済契約を承認した日が属する月の翌月1日から、その日が属する共済年度の末日までの期間とします。

2 本組合は、共済期間が開始した後であっても共済掛金受領前に生じた事故によって被った負傷は、共済金を支払いません。

### (共済掛金の払込み方法)

第11条 共済掛金は一括払いとします。

2 共済契約者は、次のいずれかの払込経路により払込むものとします。

ア. 共済掛金口座振替特約による口座振替により払込む方法

イ. 本組合又は取扱窓口への口座への送金により払込む方法

ウ. 取扱窓口が派遣した集金人に払込む方法

3 本組合は、共済期間(更新に係る共済契約の共済期間を含みます。)が始まった後でも共済掛金領収前に生じた支払事由に対しては、共済金を支払いません。また第15条第3項の請求に対して共済契約者がその支払いを怠った場合も同様とします。

## 第5章 共済契約者等の義務

### (告知義務)

第12条 共済契約者及び被共済者は、契約の締結に際して本組合に提出する共済契約申込書等必要書類の記載事項について、誤りのない事実を記載することによって本組合に告知しなければなりません。

2 共済契約者又は被共済者が、故意又は重大な過失によって、第1項及び前項の告知の際に事実を告げなかったか、又は事実でないことを告げた場合は、本組合は、書面による通知をもって共済契約を解除することができます。

3 本組合は、共済金の支払事由が発生した後に、前項の共済契約を解除した場合であっても共済金を支払いません。この場合において、既にこれらの共済金を支払っている場合は、本組合はこれらの共済金の返還を請求することができます。

4 前項の規定は、解除の原因となった事実に基づかず発生した支払事由については適用しません。

### (共済契約者の氏名又は住所の変更の通知)

第13条 共済契約者は、氏名、名称又は住所を変更した場合は、遅滞なく本組合に通知しなければなりません。

## 第6章 共済契約関係者

### (共済契約の承継)

第14条 共済契約者は、被共済者の同意及び本組合の承認を得て、共済契約上の一切の権利義務を他人に承継させることができます。

### (被共済者の追加又は除外等)

第15条 共済契約者は、本組合の定める手続きにより、その承認を得て、共済年度中途において、被共済者を追加又は除外することができます。

2 前項の追加又は除外は、本組合の承認があった日が属する月の翌月1日からその効力を生じるものとします。

3 被共済者の追加については、年間共済掛金と同額を請求します。

**第8章 共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い****(共済契約の無効等の場合の共済掛金の取扱い)**

第21条 共済契約が第16条の無効、第17条の取消、第18条の解除、第19条の解約又は第20条の失効に該当する場合は、共済掛金の返還はありません。

**第9章 共済金請求の手續及び支払い****(業務災害又は通勤災害の発生の通知)**

第22条 共済契約者(共済金受取人)は、業務災害又は通勤災害が発生したことを知ったときは、災害発生の日時、場所、状況及び災害を被った被共済者の住所、氏名並びに負傷の程度を遅滞なく本組合に通知しなければなりません。

**(共済金請求の手續及び支払い)**

第23条 共済金受取人は、共済金を請求するときは、事故報告書にその他本組合の要求する死亡、障害状態、入院又は通院の場合に応じた必要書類を添えて提出しなければなりません。

2 本組合は、共済金受取人から提出された所定の報告書及び関係書類がすべて提出された後、内容等を審査し決定した共済金を30日以内に支払います。但し、本組合が必要な調査を行うに当たり、共済契約者(共済金受取人)又は被共済者が理由なくこれを妨げ又は応じなかったことにより支払いが遅延した期間、及び特別な調査に必要とされる期間は含みません。

**第10章 その他****(時効)**

第24条 共済金を請求する権利は、請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年を経過した時は、時効により消滅します。

**(その他)**

第25条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

**別表 1****1. 業務上の事由による負傷**

業務上の事由による負傷とは、下記各号の負傷をいいます。

(1) 被共済者が営業時間内に事業のためにする行為及びこれに直接付帯する行為を行っている場合に、それらの行為に起因して生じた負傷

但し、事業のためにする行為には、被共済者が事業主の立場において行う事業主本来の業務(事業主団体の役員・所属員として事業主団体等の会議に出席する行為、法人等の執行機関として株主総会・役員会に出席する行為、得意先等の接待に出席する等の行為をいいます。以下「事業主本来の業務」といいます。)を含みません。

(2) 被共済者が営業時間に接続して、事業に必要な準備・後始末の業務を行っている場合(被共済者が営業時間終了後に休憩・食事等を取り、あらためて準備・後始末の業務を行っている場合を除きます。)に、その業務に起因して生じた負傷但し、その業務には事業主本来の業務を含みません。

(3) 被共済者が事業の運営に直接必要な業務のために出張を行っている場合(被共済者が出張中に出張目的から外れた恣意的な行為、積極的な私的行為を行っている間を除きます。)にその出張行為に起因して生じた負傷

4 第2項及び前項の規定は、被共済者の入替え(除外に伴い追加することをいいます。)の場合であって、追加に係る被共済者の口数と、除外に係る被共済者の口数が同じである場合には、適用しません。

5 共済期間中における被共済者の契約口数の変更は取り扱いません。

**第7章 共済契約の無効、取消、解除、解約又は失効****(契約の無効)**

第16条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は他人に不法に取得させる目的をもって共済契約の締結(注)をした場合は、この共済契約を無効とします。

(注) 被共済者の追加を含みます。

**(契約の取消)**

第17条 本組合は、共済契約者、被共済者又は共済金受取人の詐欺又は強迫により、共済契約の締結(注)をした場合には、当該共済契約を取り消すことができます。

(注) 被共済者の追加を含みます。

**(重大事由による解除)**

第18条 本組合は、次のいずれかに該当した場合は、共済契約を解除することができます。

(1) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせ又は生じさせようとした場合

(2) 共済金受取人が、共済金の請求について、詐欺を行い又は行なおうとした場合

(3) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が次のいずれの号に該当した場合

ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 共済契約者又は共済受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する本組合の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大事由が発生した場合

**(契約の解約)**

第19条 共済契約者は、本組合に対し、書面による通知をもって共済年度の中でこの共済契約を解約することができます。

2 前項の解約は、本組合が通知を受取った日又は共済契約者が指定する日が属する月の末日にその効力を生じるものとします。

**(契約の失効)**

第20条 被共済者が死亡した場合は、その死亡した時に、当該被共済者に係る共済契約は失効します。

2 被共済者が退職した場合は、その退職した時に、当該被共済者に係る共済契約は失効します。

3 共済掛金口座振替特約が付帯された共済契約の更新については、同特約に規定する再振替日に共済掛金が払込まれない場合(本組合が認める方法により払い込まれた場合を除きます。)は、当該更新はなかったものとします。

但し、事業の運営に直接必要な業務には事業主本来の業務を含みません。

- (4) 突発的な事故により就業の場所にある建物等の施設に損壊が生じたとき又は生じるおそれがあるときに、その施設等の保全のために被共済者が住居から当該就業の場所へ予定外で緊急に出勤する途上に起因して生じた負傷

## 2. 通勤による負傷

通勤による負傷とは、下記各号の負傷をいいます。

- (1) 通勤とは、被共済者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除きます。
- (2) 被共済者が前号の経路を逸脱し、又は中断した場合においては、当該逸脱又は中断及びその後の往復は、通勤とはしません。但し、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他それに準ずる日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小程度のものである場合は、被共済者が前号の経路を逸脱し、又は中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間を除きこの限りではありません。

## 別表2

### 障害等級表

等級	障害状態	金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	800万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	800万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	500万円

等級	障害状態	金額
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	370万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	240万円
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	120万円

生命

業災

業災(全店)

P  
L

医療

口振特約

等級	障害状態	金額
第7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの</li> <li>2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 削除</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したものの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側のこう丸を失ったもの</li> </ol>	90万円
第8級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>2 せき柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの</li> <li>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの</li> <li>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</li> <li>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</li> <li>8 1上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 1下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 1足の足指の全部を失ったもの</li> </ol>	68万円

等級	障害状態	金額
第9級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの</li> <li>6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>7 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>11 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>12 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ol>	45万円
第10級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>1の2 正面視で複視を残すもの</li> <li>2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</li> <li>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>5 削除</li> <li>6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの</li> <li>8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</li> <li>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol>	33万円

等級	障害状態	金額
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に對し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	22万円
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に對し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの	16万円

等級	障害状態	金額
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの1部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に對し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の1部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	10.5万円
第14級	1 1眼のまぶたの1部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に對し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の1部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削除	8.3万円

(注1)

1. 視力の測定は、万国式視力表によります。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(注2)

1. 第2級又は第3級の後遺障害の状態の2以上に該当した場合は、第1級後遺障害の状態に該当したものとみなします。
2. 同一の事故によって2以上の後遺障害の状態に該当した場合の金額は、次のとおりとします。

## 業務災害共済（全店コース）約款

- ① それらの後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものである場合は、それらのうち最も上位の等級の後遺障害の状態に対応する金額とします。
  - ② それらの後遺障害の状態が身体の他部位に生じたものである場合は、それぞれの後遺障害の状態ごとの金額の合計額とします。
3. 2の身体の部位は、眼、耳、鼻、そしゃく・言語、外ほう、精神・神経、腹胸部臓器、せき柱、上肢（手指を含みます。）及び下肢（手指を含みます。）とし、両眼及び両耳についてはそれぞれ同一部位とし、上肢及び下肢については左右はそれぞれ他部位とします。



# 業務災害共済（全店コース）約款

(2018年6月1日改正)

## 〔全店コース〕の共済契約者

第1条 「全店コース」による業務災害共済の共済契約者は、一般財団法人 日本米穀商連合会（以下、「日米連」といいます。）定款第3章第8条に定める会員とします。

## （被共済者）

第2条 被共済者は、前条の会員を構成する組員及び家族従業員、雇用従業員等常時業務に従事している者とします。なお、契約に当たっては、その組員の店舗ごとを単位とし、1店舗、6名までを対象とします。

## （申込）

第3条 「全店コース」を希望する会員は、前条の単位ごとに被共済者名簿を作成し、本組合宛に提出するものとします。

## （被共済者の年齢）

第3条の2 被共済者は、申込みに係る共済契約の共済期間の満了日において満年齢75歳に達しない者とします。

## （共済掛金）

第4条 共済掛金については、1店舗当たり2,700円とします。

## （共済期間及び開始日）

第5条 共済期間は1年間とし、開始日は毎年9月1日から翌年8月31日までとします。

## （支払内容）

第6条 「全店コース」による支払の内容は、次の各号とします。

### ①死亡、後遺障害

労働者災害補償保険法施行規則第14条に基づくものとし、次の共済金を支払うものとします。

死亡…200万円  
後遺障害1級…200万円  
後遺障害2級…180万円  
後遺障害3級…160万円  
後遺障害4級…140万円  
後遺障害5級…120万円  
後遺障害6級…100万円  
後遺障害7級…80万円  
後遺障害8級…60万円  
後遺障害9級…40万円  
後遺障害10級…30万円  
後遺障害11級…20万円  
後遺障害12級…15万円  
後遺障害13級…10万円  
後遺障害14級…8万円

### ②入院共済金

被共済者が、業務災害によって就業することができず、賃金の支給が60%未満となり、かつ病院又は診療所に入院した場合には、休業補償として、休業した日及び入院した日から退院する日まで、203日を限度として1日につき、1,500円を共済金として支払います。また、通院を伴わない場合は、10,000円を加算します。

### ③通院共済金

被共済者が業務災害によって通院した場合(支払日数は治療を受けた日に限ります。)、通院日数2日～6日までは

一律10,000円、7日～30日までは一律20,000円、31日以上は一律30,000円を通院共済金として支払います。なお、下肢の骨折等によりギプス固定があった場合は、ギプスを装着して取り外すまでの期間を通院とみなすものとします。

### ④診断書料金

被共済者が上記共済金の支払申請を行なうため、通院又は入院をした病院又は診療所に対し診断書の発行を請求する場合、その料金（除、複写）は5,000円を限度として実費を支払います。但し、この場合、診断書取得費用の領収書の本組合に提出して頂きます。

## （共済金の減額又は支払わない場合）

第7条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共済金を減額又は支払わないことができるものとします。

- ①業務中であっても、脳卒中、心不全、くも膜下出血又はギックリ腰などの疾病に起因する災害
- ②プロパンガス取扱関連業務従事中に発生した災害
- ③業務災害発生から1年以上経過し、本組合に報告がなされなかった災害
- ④地震もしくは噴火又はこれらによる津波によって被った災害
- ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権略奪、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動によって被った災害
- ⑥核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物によって被った災害
- ⑦風土病又は職業性疾病による災害
- ⑧被共済者の故意（故意による犯罪行為を含みます。）又は重大な過失によってその本人が被った災害
- ⑨被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで運転中、又は酒気帯び運転若しくは麻薬等の影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその本人が被った災害
- ⑩本組合が共済金を支払わないと判定された災害

## （報告）

第8条 被共済者が、業務災害を被った場合には、業務災害発生の日時、場所、被共済者の住所、氏名、業務災害の状況を、日米連及びその会員を通じ業務災害発生から30日以内に本組合に報告しなければなりません。

## （提出書類）

第9条 被共済者は、日米連又はその会員を通じて前条の報告をした場合には、共済金の支払事由の確定した日から60日以内に次の書類を本組合に提出しなければなりません。

提出書類	死亡	後遺障害	入院	通院
①業務災害共済事故報告書兼共済金請求書（全店）	○	○	○	○
②医師の診断書		○	○	○
③警察の交通事故証明書（複写可）	○	○	○	○
④法定労災支払決定通知（写）	○	○	○	○
⑤死体検案書又は死亡診断書	○			
⑥②の診断書の領収書		○	○	○
⑦その他本組合が必要とする書類	○	○	○	○

## （無効）

第10条 本組合は、被共済者が前条及び前々条の期限を超えて報告又は請求手続きを行った場合には、共済金を支払わないことができ

るものとしします。

**(調査)**

第11条 本組合は、共済金支払いの際、査定等の実施に関し、必要と認めるときは、調査を行なうものとしします。

**(必要書類)**

第12条 本組合は、共済金支払いの際、査定等の実施に関し、必要と認めるときは、被共済者等に必要書類の提出を求めることができるものとしします。

**(その他)**

第13条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠しします。